

Title	英法における債権の侵害と不法行爲 (二・完)
Sub Title	Historical development of tortious interference with contractual rights in English law (2)
Author	小林, 規威(Kobayashi, Noritake)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.2 (1957. 2) ,p.15- 41
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570215-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英法における債権の侵害と不法行為 (二・完)

小林規威

まえがき

第一章 債権侵害理論の歴史的背景

一 コンモンロー

二 労働者法令(以上前號)

第二章 債権侵害に關する英國現行法

法則の成立(以下本號)

問題の所在

一 英國近代資本主義社會において債權的關係はその基本的な關係である

二 債權侵害に關する英國現行法法則の成立

(一) 第三者が他人の使用人をして雇傭契約違反の行為をとるよう誘致する行為は不法行為である——*Blake v. Lanyon* 事件

(二) 雇傭契約から發生する權利を侵害する行為は不法行為である——*Lunley v. Gye* 事件

(三) 第三者の行為は「惡意の行為」であることが必要か——*Bowen v. Hall* 事件

(四) 第三者による一般的債權侵害が始めて不法行為であると判決された判例——*Temperton v. Russell* 事件

(五) 第三者による債權侵害の法則の確立——*Quinn v. Leatham* 事件

結論

第二章 債權侵害に關する英國現行法法則の成立

問題の所在

本章を起稿するにあつて、私は、二つの問題に直面した。

英法における債權の侵害と不法行為

第一に、内外の學者の著書、及び本稿に引用分析する裁判所の判例は、英國現行法に所謂、第三者による債權侵害の理論とは、中世コンモンロー及び勞働者法令の規定した侵害訴訟にその源を發したものであることを教えてくれる。しかし、前章において中世の法律を研究し、今ここに現代の法律を研究したとき、私は、共に第三者による侵害行爲を訴追する目的をもつといわれる、侵害訴訟の法理と、現行法法理が、全然その本質を異にするものであることを發見した。確かに、兩者は、或いは中世封建社會、或いは近代資本主義社會の基本的な關係（人と人との結びつきもしくは信用關係）を第三者の侵害から保護する機能をはたすという點では一致している。しかし、一步進んで、この社會の基本的な關係とは何であるかと考えるならば、人は誰でもそれが、片や封建的身分關係、即ち權力に基いた支配關係、片や近代資本主義的債權關係、即ち自由獨立の合意に基いた契約關係という、本質的にその性格を異にする二つの關係であることに氣がつくであらう。

第二の問題とは、第一のそれにもまして困難な問題であつた。即ち、英法に所謂 *Interference with Contractual Relations* 若しくは *Inducing the Breach of Contract* とは、これまで一般に、債權侵害又は、契約違反の誘致と譯出⁽¹⁾されて來た。しかし、英法には日本法、あるいは大陸法におけるが如く、債權という特定の概念が存在しないということは、英法を少しでも研究した者なら誰でも知つている事實である。では一體私は、本稿において、何を研究し、又説明しようとしているのだろうか。

第一の問題に關する限り、私は過去において類似した問題に直面した經驗がある。即ち、私は、かつて、第三者のためにする契約の歴史を研究した際に、英國の裁判所が、如何にして、一旦完全に見離されたかにみえた、契約の受益者たる第三者を、*fictio* と *equity* の原則を適用して、絶望の淵から救い上げたか（英國の裁判所が、擬制によつて、舊い法則を全く新しい時象に適用させてゆくところの技術⁽²⁾）をかいま見ることが出來た。それ故、私は、今度も、コンモンロー裁判所の判決を分析してその結果を見定めるまで、早急な結論を出すことをひかえようと思ふ。

第二の問題について、私はいろいろ考えた末、左の如き結果をえた。

(イ) 英法と日本法とは、そもそもその法源を異にし、且異つた歴史的背景をもつて成長して來たものであつて、兩者が、或る特定の法律問題を、同じ平面で、或いは同じ概念規定の下で理解しようと努めることは殆ど不可能に近い。

(ロ) しかし、英法にしても、日本法にしても、その法律を支えている社會は、資本主義的な社會である。従つて、英國の社會においても、日本法の概念規定からいふところの債權が重要な働きをしており、法も亦これに、何らかの形で保護の手を差しのべているものと考えられる。

(ハ) そうだとするならば、我々は、まず、英國社會において、債權的關係のしめる地位、ならびにその沿革について考察し、更に英法が、如何なる形で、このような債權的關係を第三者の侵害から保護しているのかを研究することにより、日本法と英法との間に債權という共通の概念規定が存在していないという障壁を乗り越えて、英法に所謂、「債權侵害の法理」に理解のメスを進めることが出来るのではなからうか。

それ故私は、本章を二節に分け、第一に、英國資本主義社會における債權的關係の沿革ならびに地位を考察し、第二に、コンモンロー裁判所が、中世の侵害訴訟法理に足をふまえながら、如何にして、新しい社會の基本的關係、即ち債權的關係に保護の手を差しのべるに至つたかを研究する。

(1) 譯例。田中教授は *procuring breach of contract* を「契約違反の誘致」と譯され(田中和夫「英米契約法」昭和二十二年・有斐閣・一三九頁)、他方、塚本教授は *interference with contractual relations* を「債權侵害」と譯出されている(塚本重頼「英國不法行為法に於ける債權侵害 *Interference with Contractual Relations* に就て」法學新報五七卷九號)。

(2) この研究は、法學新報六二卷一二號及び六三卷一號に發表された。

(3) *Pound, The Spirit of the Common Law, (1921) at 169-170. See also Maine, The Ancient Law, (1915) at 22.*

一 英國近代資本主義社會において債權的關係はその基本的な關係である

すでに豫定の紙數も乏しくなつたので、殘部を本稿にとつてより重要な部分、即ち「債權侵害に關する英國現行法法則の成立」の節に譲り、ここではただ簡單に問題の要旨を記すに止める。

(一) 十四世紀末葉、封建制が崩壞の兆を見せると、英國の農村や都市に、莊園やギルド制に基く、身分的共同體的支配關係から獨立した、自營農民や小親方達が現れて、自由な局地的生産品交換圈を形成し、ここから新しい債權的基礎をもつた生産關係が成長する。

(二) 絶對王制は、この新しく下からもり上つて來た所謂中産的生産者層と、舊いギルド的な都市の高利貸商業資本との勢力均衡の上に築き上げられていた。しかし絶對王制の内部におけるなお一層の生産關係の發達は、ついにその枠の中に盛り切れないほどの産業資本の成長をよびおこし、市民革命によつて絶對王制が、従つて封建制それ自體が揚棄されるに至つた。

(三) この後の段階において、新しい生産關係は、その擴大再生産の過程において、絶えず中産的生産者層それ自體の兩極分解を呼び起しながら(マニユファクチャの成長)、その生産規模と、市場と、そして富を増大していつた。このような産業資本の成長に比例して、債權的關係は、より廣く、より深く英國の社會に根を下して行く。

(四) 産業革命にともなう機械の發明、動力の使用、工場制度の發達は、分業と協業との深まりを一層おし進め、消費生活の擴大は、債權的關係を社會生活のすみずみにまで浸透させた。更に、この時期には、絶對王制の下で始まり、マニユファクチャの下では、その技術的基礎の狹隘さの爲に完成出來なかつた、中産的生産者層の兩極分解が完了し、労働者達は、資本家の劃一的かつ一方的な指導下に組み入れられるに至つた。ここにおいて、労働の商品化が實現し、遂に債權的關係は、支配的機能をさえ帯びるようになったのである。

(四) 結論

(イ) 英國の近代社會において、債權的關係は社會生活の基本的な關係となつたのみならず、支配的性格をさへ帯びるに至つた。

(ロ) 但し、このような債權的關係で結ばれる人と人との關係は、あくまで自由意思に基く、法的に獨立な主體者間の契約關係であつて、中世における領主・農民間の身分的關係とは異なる。

註 本節の研究には左の著書を参照した。

大塚 久雄 「近代歐洲經濟史序説」上ノ二・昭和三十年版

同 「歐洲經濟史」昭和三十一年版

同 「資本主義社會の形成」社會科學講座第四卷七七頁以下。及び第六卷一三五頁以下。昭和三十年・弘文堂刊行

同 「近代資本主義の系譜」上・昭和二十九年版

今井登志喜 「英國社會史」上下・昭和二十八年版

野村兼太郎 「一般經濟史概論」昭和三十一年版

同 「英國資本主義の成立過程」昭和二十三年版

我妻 榮 「近代法における債權の優越的地位」昭和三十年版・二二三—二九〇頁

黒正 巖・青山秀夫譯・マックス・ウェーバー「一般社會經濟史要論」上下・昭和三十一年版

Ashley, *The Economic Organization of England* (3d ed. 1951)

Trevelyan, *History of England* (Doubleday Anchor Books ed.) in 3 vols.

二 債權侵害に關する英國現行法則の成立

コンモンロー裁判所は、中世の侵害訴訟法理に足をふまえながら、如何にして新しい社會の基本的な關係、即ち債權的關係に保護の手を差しのべるに至つたのか、そして、この結果成立した債權侵害の法理とは、如何なる性格を備えるものであるか、これらの問題を研究するのが本項の目的である。

私は、この研究を、一方において債權的關係が社會の基本的な關係となり、又他方において先例拘束性の確立した、十八世紀末葉以降のコンモンロー裁判所の判決を分析することにより進めて行きたいと考える。

(一) 第三者が他人の使用人をして雇傭契約違反の行爲をとるよう誘致する行爲は不法行爲である——Blake v. Lanyon 事件

即ち Blake v. Lanyon 事件⁽¹⁾とは左の如き事案である。原告はなめし皮の仕上工であつたが、ホブス Hobbs なる日雇職人 journeyman を雇入れ、彼に一定量の革仕事を請負させた。ところがホブスは、雇傭期間中に原告と口論した際なぐられたので、右の請負仕事を中途で放棄し、原告の下を去つて、何も事情を知らぬ被告(原告と同じくなめし皮仕上工)のところに赴き、新しい雇傭契約を締結した。

數日をへてこのことを知つた原告は、被告に對し、「ホブスは原告の使用人であり、原告との雇傭期間中に、請負つた仕事を完成せずに逃亡した男である。」と通知し、かつ右の仕事を完成させる爲に、ホブスの身柄を返還するように要請した。この通知並びに要請にもかかわらず、被告はホブスを解雇し、その身柄を引き渡すことを拒絶した。そこで原告は、被告に對し、本案の訴訟を提起したのである。⁽²⁾

この訴訟を審理した王座裁判所 King's Bench は、全會一致 per Curiam をもつて次の如く判決した。

「(一) 甲が乙との間に雇傭契約を締結したとしよう。この契約の存続期間中、乙は常に甲の使用人としての身分を保つていたのであつて、何人と雖も、この甲乙間の身分關係に干渉することは許されない。(二) 本件において、丙(被告)が甲(原告)から通知を受け、甲乙間に雇傭契約の存在している事實を知つたにもかかわらず、依然、自分と乙(ホブス)との雇傭關係を斷たなかつたというのは、丙が、乙の甲に對する契約違反を間接的に助長 facilitat⁽³⁾ したことを意味する。乙の甲に對する契約違反を事實において助けた丙は、『雇傭關係侵害』の不法行爲責任を負わねばならない。」

ここで私は、この判決の持つ、内容的な意味を分析したいと思う。

第一に、判決の前半は、「甲と乙とが雇傭契約を締結すると、雇主甲は、使用人乙に對し、物權に關する既得權にも似た特殊な身分關係を持つに至る。従つて、この身分關係に干渉する第三者丙は、不法侵害「Trespass」の責任を負うべきである。」とする中世的な物の考え方の近世法理論に潜行する殘滓でもあるかにみえる。⁽⁴⁾しかし、同じ判決の後半は、裁判所が、甲と乙との關係を、實質的には身分關係以上のもの、即ち兩者の合意に基いた契約關係であると考へていたことを示している。ホールズワースは、この判決中にみられる二通りの考え方を、「中世的な主従關係は、形式において in forma 今もなお存在している。しかし、この形式の内容は、完全に新しい契約關係で置きかえられているのだ。」⁽⁵⁾と説明する。これは又、身分的なものから契約的なものへと變化しつつあつた社會の基本關係における過渡期的現象の、コンモンロー法秩序における反映としては理解し得ない問題であらうか。

第二に、この判決が、身分關係ではなく、契約關係の保護をその目的としたものであつたことを暗示する今一つの證據がある。それは、この判決が、雇主使用人間に、特殊な身分關係を創造したといわれる労働者法令⁽⁶⁾について、一言もふれていないという事實である。⁽⁷⁾即ち、初期の近世コンモンローにおいて、第三者が雇主使用人間の關係を侵害した場合、これが不法行為責任を問う方法には二通りあつた。一つは、實力行使 *vis et armis* により雇主使用人間の關係を侵害された場合に、コンモンロー裁判所が發給した令狀に基づく侵害訴訟 action of trespass for violence であり、他の一つは、労働者法令 of trespass for procuring or enticing servants where no violence was used を提起する爲に侵害訴訟 action of trespass for procuring or enticing servants where no violence was used を提起するという方法であつた。しかし、この二つの方法を正確に區別する努力は次第に閑却され、遂に兩者は、英法上ローヤの *actio doli* にも相當する、間接侵害訴訟 Trespass on the case のうちに混同されるに至つた。⁽⁸⁾そして、Blake v. Lanyon 事件の審理された十八世

紀末ともなると、裁判所は、訴訟形式の區別を問わなかつたのみならず、通常、不法行爲上の侵害訴訟の成立要件と考えられている暴力行爲の存在不存も、原告申立の雇傭關係が、身分關係か契約關係かの區別も、重要問題として審理しようとはしていないのである。⁽⁹⁾

ホールズワースは、以上のことを綜合して、十八世紀コンモンローにおいては、中世コンモンローにおけるが如く、雇傭關係とは、雇主、使用人間に、特殊な身分を形成するものであるとする考え方が次第に失われ、純粹に契約法上の關係であるという現行法的な考え方がこれに代りつつあつたといつてゐる。⁽¹⁰⁾ 即ち、この觀點からするならば、*Blake v. Lanyon* 事件の判決は、第三者が他人間の契約に干渉し、原告のホプスに對する債権の行使を妨害する行爲を違法と宣言した判決であつたと考えられる。従つて、この王座裁判所の判決こそは、現在の所謂、「第三者による債権侵害の不法行爲」法理の淵源であるといふ結論も引き出し得よう。⁽¹¹⁾

しかし、最後に我々が想い起さねばならないことは、この「第三者による債権侵害の理論」は、當初において、非常に限られた適用範囲しか認められていなかつたといふことである。即ち、*Blake v. Lanyon* 事件に所謂「侵害された債権」とは、雇主甲と、使用人乙との間に存在する、雇傭を目的とする契約に基いて、甲が乙に對して有する特殊な債権であつて、一般的な契約上の債権を含むものではない。⁽¹²⁾ それ故、一般的な契約上の債権を第三者の侵害から保護する判例法の確立を見るためには、この判決の後、約半世紀の歳月の経過を待たねばならなかつた。⁽¹³⁾

(11) (1796) 6 T.R. 221, 101 E.R. 521.

(12) *Ibid.* In this proceeding, J. Lawrence instructed the jury that if (they) were of opinion that the defendant continued to employ Hobbs after he knew that Hobbs was the plaintiff's servant, the plaintiff might recover. The counsel for the defendant objected to this instruction "saying that great inconveniences would result from a determination against the defendant, for that in such a case a person engaged in a great manufacture might

be deprived of the benefit of the service of a journeyman whom he had retained to do a particular piece of work, not knowing at the time of hiring that the journeyman was under any engagement with any other master, before the servant had finished his work, and at a moment when the materials then in work might be spoiled if left in an unfinished state. And he cited *Adams v. Bafesald*, 1 Leo. 240 (See as to the details of the case 4 Holdsworth, A History of English Law, [3d. ed. 1922-3]. at 383-384.) where it was held by *Tansfield J.* and *Fernier J.*, against the opinion of *Gawdy J.*, that an action does not lie for retaining the servant of another unless he procures the servant to leave his first master." *Id.*, at 221-222 & 552.

(c) See *id.*, at 222 & 552.

(4) 本巻第一卷第二節(本巻附録六三頁)註參照。

(e) Thus the idea that the master has something in the nature of a real right to his employee's services was retained in a form adapted to the purely contractual basis which the relationship had then assumed. 4 Holdsworth, *op. cit.*, at 384.

(e) この裁判所の解釋は、*エドワード六世の制定法*によつて間接的に肯定された。See 3, 4 Edward VI. c. 16 s. 11 which gives this right of action under the Statutes of Labourers to masters against who had enticed away persons apprenticed under the Act. See generally 4 Holdsworth, *op. cit.*, at 379-383.

(7) 4 Holdsworth, *op. cit.*, at 384.

(o) *Sayre, Inducing Breach of Contract*, 36 Harvard Law Review 663, at 666. As to the nature of the forms of action, trespass and case see *Salmond, Law of Torts* (11th ed. 1953) at 4. See also *Maitland, The Forms of Actions at Common Law* (1954 ed.), Lecture VI at 65-68.

(e) *Ibid.* *エドワード三世の制定した労働者法の根本原則はほとんどそのキセイエリザベス女王の制定法 5 Elizabeth I. c. 4. により承継された。もじともこのエリザベス女王の制定法は、雇主・使用人間の雇傭關係を侵害した第三者を處罰する爲の規定をもたなかつた。しかし、コンモンロー裁判所は、新法の規定を適用するに際して、このような第三者を訴追する權利を、被害者たる雇主に認めること*が、立法者の默示の意思であつた by implication と解釋して、第三者を訴追する訴訟令狀を發給した。

(10) 4 Holdsworth, *op. cit.* supra.

英法における債權の侵害と不法行爲

(H) "... this new conception of the nature of the cause of action paved the way for the idea that the gist of the action was the causing of a breach of contract..." Ibid.

(I) Sayre, op. cit., at 666-667 and 4 Holdsworth, op. cit., at 384-385.

(J) Lumley v. Gye (1853) 2 E. & B. 216. A reference may be made to note 8 appearing at 384-385 of 4 Holdsworth, op. cit. supra.

(K) 雇傭契約から發生する權利を侵害する行為は不法行為である——Lumley v. Gye 事件

Lumley v. Gye 事件⁽¹⁾の原告 Lumley は Queen's Theatre 劇場の支配人であり、被告 Gye は Queen's Theatre と競争關係にある劇場の支配人であつた。原告は當時有名なオペラ歌手 Miss Wagner との間で Queen's Theatre 出演の契約を締結していた。ところが、この出演契約の存続期間中に、被告が Miss Wagner を原告の劇場から引き抜いて自分の劇場に出演をせよという事件が起つた。

Lumley は「原告は Miss Wagner との間に出演契約を締結していたこと。この契約書中で、原告は Miss Wagner の Queen's Theatre 出演に對して、一定額の報酬を支拂うことを約束し、他方 Miss Wagner は、原告のこの出演料支拂を對價 (consideration) として、契約期間中原告から書面による同意の得られないかぎり Queen's Theatre 以外の如何なる場所にも出演しないことを約束していたこと。更に被告は、この出演契約の存在及びその内容を熟知していたにもかかわらず、(knowing the promises) 悪意で (maliciously) Miss Wagner を引き抜いて原告の劇場への出演を不可能にし、故意に (intentionally) 原告に損害を與えたこと。」⁽²⁾以上を理由に、被告に對して、損害賠償の支拂を請求する訴訟^(a)を提起した。

この原告の申立に對し、被告は、「原告は、近世コンモノローに所謂『第三者による雇傭契約侵害の法則』が本件にも適

用あることを前提として訴訟を提起したものの如くである。しかし、コンモンローが第三者の侵害から保護しようとした雇傭契約とは、主人と召使 (master and servant) との間の中世的な特殊な身分關係及びこれに類似した使用者使用人間の關係であつて、本件におけるように、劇場の支配人とオペラ歌手との間で、兩者の自由意思に基き締結された契約關係ではない。それ故、右のコンモンロー法則は本件に適用されるべきではなく、従つて裁判所は、原告の訴訟を、請求の法律的基础を缺くという理由で直ちに却下すべきである。」と抗辯 (demurree) した。

しかし、この被告の抗辯は、裁判所の取りあげるところとならず、四人の列席裁判官は、三對一の多數意見をもつて、被告の抗辯を却下し、原告勝訴の判決を下した。Crompton 判事は、この多數裁判官による判決理由を左の如く説明する。

「第三者による雇傭關係の侵害が不法行爲であることは、Blake v. Lanyon 事件の判決以來英法上確立した法則といえよう。今ここで問題となつてゐるのは、この所謂 Blake v. Lanyon の法則が、純粹な意味に於ける使用者使用人間の關係を含まぬ本件にも適用され得る法則であるか否かということである。そこで、本件に於て、被告により侵害されたといわれる原告とオペラ歌手との關係を、Blake v. Lanyon 事件に所謂使用者と使用人との關係と比較して見よう。兩者は非常に類似してゐる。さらに、二つの事件の訴狀に唱われた損害 (injury) 及びこれに對する損害賠償 (damage) の性格も全く同一である。従つて、本件は劇場の支配人のオペラ歌手に對する債權が侵害された事件であるという點で新しい型の事件であるかに見えるが (new in its instance)、その背後にある理論ないし原理は、雇主の使用人に對する債權が侵害された場合と何ら異なるところがないのである (not new in the reason and principle of it)。それ故、Blake v. Lanyon 事件の法則の適用は、使用者使用人の關係を對象とする事件に限定されるべきで、本件には適用されるべきでないという被告の抗辯は成立し得ない。」

以上の判決理由が、その形態内容の如何を問わず、總て雇傭契約から發生する債權の侵害を不法行爲であるとしたもので

あることについては疑いがない。⁽¹¹⁾しかし、一步前進して、この判決が、總て契約關係から生じた債權の第三者による侵害を不法行爲と判決したものと云い切ることは少なからぬ困難がともなうものの如くである。⁽¹²⁾即ち *Crompton* 判事が、この事件の法律上の争點を抽出するにあつて、「悪意で他人の契約違反を誘致した者は、不法行爲責任を負わねばならないの
 だらうか。」と云い、これを肯定する議論を展開していることだけから察すると、彼は、總ての債權的關係の第三者による侵害を不法行爲であると判決したものであるとも考えられる。しかし、*Crompton* 判事は、同じ判決の他の部分では、本件及び *Blake v. Lanyon* 事件⁽¹⁴⁾における、侵害された關係についての類似性を論じ、かつその背後によこたわる理論の共通性を指摘している。このことは、彼が、法律上の争點の抽出はさておき、結論的には、「侵害の對象となる債權とは、*Blake v. Lanyon* 事件のそれから類推しうる性格のもの、即ち雇傭契約から發生する債權に限定されるべきである。」という一步後退した見解に傾いていたことを示すものではなからうか。⁽¹⁵⁾

この類似性さらには共通の理論とは何を意味するものであろうか。*Crompton* 判事の同僚 *Erie* 判事は、これを次のように説明している。「使用者使用人間の身分關係を侵害するのは不法行爲であるとする法則の背後には、雇傭契約に基き勞務 (*service*) を提供すべき義務者をして義務不履行を行わしめ、これによつて權利者の債權を侵害する行爲は不法行爲であるとする考え方がよこたわつている。この考え方からするならば、總て雇傭契約から生じた債權に對し、義務者を誘惑して不履行を行わしめる行爲は、この法則の適用を受け不法行爲となる。使用者と使用人との關係も、劇場の支配人とオペラ歌手との關係も、雇傭關係であることにかわりはない。従つて、我々は、本件において、雇傭契約に基く債權者の權利の侵害が存在する以上、雇傭關係の性格が使用者と使用人とのそれでないからといつて、この法則の適用をちゆうちよする必要は全くないのである。」⁽¹⁶⁾

以上を綜合して考えるに、*Lumley v. Gye* 事件の判決は、第三者による使用者使用人間の雇傭關係の侵害を不法行爲と

する Blake v. Lanyon 事件の法則を、その性格如何を問わず、すべての雇傭契約關係から發生する債權の侵害の場合に適用ありと判決することにより、中世の封建的身分關係の侵害にその源を發した第三者による債權侵害の法則を一步現代に近づけた判例といふことが出來よう。⁽¹⁷⁾

(1) (1853) 2 E. & B. 216.

(2) See headnotes of *Lumley v. Gye*, *ibid.*

(3) 原告によるこの請求に對し被告は、「原告は Miss Wagner に對し債務不履行の訴を提起すれば足り、被告に對し損害賠償の請求を爲す必要はなからぬ」と抗辯した。裁判所は、「多くの場合、契約の當事者自身に賠償の資力が乏しく、Crompton, J., *id.*, at 230-231. 不法行為を理由とする損害賠償は、債務不履行を理由とする損害賠償よりも多額である場合もある」と Erlé, C. J., *id.*, at 234」の二點をあげて、被告の抗辯を却下した。塚本・前掲四五頁參照。

右の判決は二つの興味深い問題點をなぐんでゐるように考へる。

(i) 日本の消極説の立論との對比

(ii) 損害賠償の規準に關し、日本民法第七一〇條との對比

但し本稿においては紙數の制限もあり、これらの點に關する説明は將來の研究に委ねる他はなからぬ。

As to the measure of damage generally see *British Motor Trade Association v. Salvadori* (1949) Ch. 556.

(4) See *Sayre*, *op. cit.*, at 667-8 citing defendant's argument printed on 2 E. & B. 218.

(5) *Wightman, Erlé and Crompton Js.*, held for the plaintiff but *Coleridge, J.*, dissented and held for the defendant. The dissenting judge stated "... that the law with regard to seduction of servants from their masters' employ, in breach of their contract, is an exception, the origin of which is not known and that that exception does not reach the case of a technical performer." *Lumley v. Gye*, *supra* at 788-9.

(6) *Id.*, at 225.

(7) *Id.*, at 226.

(8) *Id.*, at 227.

(6) *Id.*, at 229.

(7) *See Id.*, at 230.

(11) Salmond, *Torts* (11th ed. 1965) 408. *See also* Winfield, *Tort* (6th ed. 1954) 720.

(12) この點に關しては、宮本英雄「判例法發達の一過程(營業妨害に關する英法の法理)」英法研究・大正十二年・弘文堂書房・五三頁以下参照。

(13) “Does any action lie for procuring a person to break a contract with malicious intention causing damage thereby?” *Lumley v. Gye*, *supra*, at 224.

(14) (1795) 6 T.R. 221, 101 E.R. 521.

(15) *Cf.* 宮本・前掲五六頁。宮本教授は、*Crompton & Wightman Js.* が、「總て債權關係の第三者に因る侵害を不法行爲」と判決したと解し、これを先例拘束性の枠の中で、いたすに抽象に走り、判例法理を濫用する態度として非難しておられる。

(16) *See Lumley v. Gye*, *supra*, at 232.

“It is clear that the procurement of the violation of a right is a cause of action in all instances...” *See also Payne, The Tort of Interference with Contract, Current Legal Problems 1954 at 94.*

(17) 本稿第二章第二節(註9及び註10参照。See also 4 Holdsworth, *op. cit.*, 384.

(18) 第三者の行爲は「惡意の行爲」であることが必要か——*Bowen v. Hall* 事件

Lumley v. Gye 事件⁽¹⁾の判決は、その後二十八年をへて、*Bowen v. Hall* 事件⁽²⁾において、英國控訴裁判所により再確認され、ここに所謂 *Lumley v. Gye* の法則は、英法上確立した原則となつた。⁽³⁾

Bowen v. Hall 事件は、雇傭契約に基く原告の權利が被告により侵害された事件であるところから見て、*Lumley v. Gye* 事件と類似した事例である。即ち、Pearson は釉薬をかけた特殊煉瓦製造の秘訣を知つていた。これに目をつけた原告は、Pearson と雇傭契約を結び、彼に原告の爲にだけ煉瓦を焼くことを約束させて Pearson の煉瓦製造に關する秘訣を獨占しようとして企てた。これを知つた競争相手の被告は、Pearson が原告との雇傭契約に違反し、被告の爲に特殊煉瓦を焼くよう

誘致した。この結果、Pearson は被告の爲に働くべく原告の配下を去り、よつて原告に對し損害を與えた。⁽⁴⁾

この事件を審理して原告勝訴の判決を書いた Brett 判事は、その理由を次のように説明している。「人が法律上並びに事實上不法なる行爲 (wrongful act) を爲し、その行爲の自然的にして蓋然的な結果として、特定の場合に他人に對して損害が生じたとき、被害者は、不法行爲者に對して間接權利侵害訴訟 (case) を提起することが出来る。人の行爲と生じた損害との間に自然的かつ蓋然的な因果關係が存在する以上、不法行爲者は第三者であつてもかまわない。更に、右の第三者の行爲は、不法な行爲である以上、その性質内容の如何を問わない。即ち第三者の不法な行爲とは、第三者による義務違反若しくは契約違反の行爲である場合もあろうし、又第三者自身にとつて不法な行爲である場合も含まれよう。⁽⁵⁾ さて本件において、被告は、原告に對し損害を與え、それによつて利益を得ることを目的として、Pearson の原告に對する契約違反を誘致した。これは、悪意に満ちた行爲 (malicious act) であり、それは即ち法律上も事實上も不法な行爲なのである。故に本件において、不法な行爲によつて原告に損害を與えた被告は責任を負わねばならない。」⁽⁶⁾

ここで、この Brett 判事の言葉を内容的に分析してみよう。第一に注目すべきは、この判決において、裁判所が、原告の權利を第三者の侵害から保護するにあたり、もはや Lunley v. Gye 事件の判決におけるが如く、その權利が原告と Pearson との間に締結された雇傭契約に基づく權利であることを要求してはいないことである。即ち、ここに始めて英國普通法裁判所は、總ての債權的關係の第三者による侵害を不法行爲と判決するに至つた。⁽⁷⁾

第二に、Brett 判事は、「第三者による債權侵害の不法行爲」を定義して、「第三者が契約違反を誘致し、その結果として原告に損害を與え、それによつて利益を得ることを目的として行爲するのは悪意に満ちた行爲であり、これ即ち不法の行爲である。」⁽⁸⁾ と判決した。これは、悪意 (malice) の存在をもつて「第三者による債權侵害の不法行爲」の成立要件とする考え方に外ならない。⁽⁹⁾ もしこの考え方を進めて行くならば、同じく契約違反を誘致する第三者の行爲であつても、悪意のな

い行為であつたり不法行為とは成らないとの結論も生まれてくる。この矛盾は *Lumley v. Gye* 事件に引き續き本件でも少數意見を發表して、被告勝訴の判決を下すべきであると主張した Coleridge 判事によつても、「第三者の行為に關し、その行為に内在する意思と動議との區別を混同する考え方である。」⁽¹⁷⁾として鋭く批判された。

- (1) (1853) 2 E. & B. 216.
 - (2) 6 Q.B.D. 333 (1881 A. C.)
 - (3) *Payne*, op. cit., at 94. See also *Sayre*, op. cit., at 669.
 - (4) See headnotes of *Bowen v. Hall*, supra.
 - (5) *Id.*, at 337. 塚本・前掲四六一四七頁參照。
 - (6) *Id.*, at 338.
 - (7) *Winfield*, op. cit., at 720-721.
 - (8) *Holding of Bowen v. Hall* was restated by *Winfield*, op. cit. supra.
 - (9) As to the requirement of malice see generally *Sayre*, op. cit., at 672-675.
 - (10) See *Lord Coleridge, G.J.'s opinion in Bowen v. Hall*, supra, at 343-4.
- See also *Lord Coleridge's dissenting opinion in Lumley v. Gye*, supra at 246-269, especially his conclusion at 268-269.

(四) 第三者による一般的な債権侵害が始めて不法行為であると判決された判例——*Temperton v. Russell*事件

Bowen v. Hall 事件⁽¹⁾の判決は、一八九三年 *Temperton v. Russell* 事件⁽²⁾の判決によつて再確認された。⁽³⁾ 本件の被告は建築業者同業組合の役員である。同業組合は、かねて同業者の利益擁護のために組合規約を定めていた。ところが、組合員甲はこの規約に従うことを拒んだ。そこで被告は組合命令をつていさせ、かつ違反者甲を處罰する目的で、他の組合員たる原告に對し、「違反者甲に對し建築材料を供給することを停止せよ。」と命令した。原告はこの被告の命令に従わなかつた。そこで被告は、原告の營業に壓迫を加え、組合命令に従わせる目的をもつて、かねて原告との間に資材供給契約を締結

していた乙に對し、「原告との契約を破棄し、以後原告との間に同様な契約を締結してはならない。」と命令した。これに加えて被告は乙に於て、「もし乙がこの命令に違反すれば、被告は直ちに組合命令を出して、乙の下で勞務に服している組合員の勞働者を全部引き上げるであらう。」と通告した。この結果、乙は原告に對する資材の供給を中止し、この爲めに原告は損害を蒙つた。⁽⁴⁾

本事件の判決を書いた控訴裁判所の Smith 判事は、被告が原告と資材供給會社乙との間に存在した契約關係を知つていたこと。そして被告が原告に損害を與える目的をもつてこの契約違反を誘致し、その結果原告に損害を與えたこと。更に本件の被告は、原告に危害を加える意思 (intention to do harm) をもつて行爲した⁽⁵⁾こと。以上の三點を擧げ、「Lumley v. Gye 及び Bowen v. Hall 事件の法理」を適用して、原告勝訴の判決を下した。⁽⁶⁾

この判決の特色は、被告の侵害から保護された原告と乙との關係が、Lumley v. Gye 事件あるいは Bowen v. Hall 事件におけるその如く、何らかの意味での雇傭關係ではなく、資材供給契約に基く純粹な債權的關係であつたということである。⁽⁶⁾更に、Temperon v. Russell 事件の判決は、Lumley v. Gye 事件の判決以來、始めて出席裁判官全員の意見が、「第三者による債權侵害の法則」を認めるという點で一致した判決であつた。⁽⁷⁾即ち、ここにおいて、一八五三年以來常に少數意見として存續してきた主張、即ち、「第三者による債權侵害の法則の適用は、使用者使用人の雇傭關係が侵害された場合に制限されるべきである。」とする主張は、名實ともに、英國普通法裁判所からその姿を消すに至つたのである。⁽⁸⁾

最後に、この判決で、Smith 判事は、「債權侵害の不法行爲」を構成するものとして、いくつかの要素をかぞえあげているが、その中に、「原告に危害を加える意思」⁽⁹⁾という行爲者の動機に關する要素が存在したことは注目し得る。行爲者の動機 (motive) が、行爲を正當化し、あるいは非合法化するという考え方が矛盾を含んだ考え方であることについては既に前項で説明した。⁽¹⁰⁾かくて、Temperon v. Russell 事件で一應の確立をみたかに思われた「第三者による債權侵害の法則」

も、それが構成要件的に完全に近代化され、最終的に現代法の體系に吸収されるまでには、*Quinn v. Leatham* 事件の判決において、今一度上院裁判官達の手による仕上げ作業を経験しなくてはならなかつた。^(註)

(1) 6 Q.B.D. 333 (1881 A.C.)

(2) 1 Q.B.D. 715 (1893 A.C.)

(3) *Sayre*, op. cit., at 670.

(4) *Headnotes of Temperton v. Russell*, supra, at 715-720.

(5) *Id.*, at 733-735. See also *Sayre's* following comment on the case "Probably the true explanation of the decision of *Temperton v. Russell* lies in the fact that the judges intuitively felt that the conduct of the defendants should be actionable, but were at a loss to find a proper legal doctrine to support the desired result. The basis of the decision should have been the illegal boycott practiced by the defendants. But as the doctrine of boycott was at that time but little developed by English courts, the judges seized upon the doctrine of *Lumley v. Gye* which was conveniently vague and undefined, and greatly widened its scope so as to form a basis for their decision. A correct result was reached but the doctrine suffered. The court even so far as to apply the doctrine to persons inducing others not to enter into contracts with the plaintiff—a misstep which subsequent courts fortunately have not followed." *Sayre*, op. cit., note 22 at 670. See also *Payne*, op. cit., at 95-96. Of *Lord Herschell* in *Allen v. Flood* (1898) A.C. 1 at 121.

(6) 岡本・前掲六七一六ノ頁参照。

(7) 1) *Lord Esher* held in *Temperton v. Russell*, supra at 727 that "It was argued that the action for inducing persons to break a contract is confined to cases of master and servant, or cases of personal service. But the case of *Bowen v. Hall* shows that the distinction relied on is not tenable."

2) *Lopes*, L. J., also supported the court's judgment in favor of the plaintiff and held "The contract confers certain rights on the person with whom it is made, and not only binds the parties to it by the obligation entered into, but also imposes on all the world the duty of respecting that contractual obligation." *Id.*, at 730.

(8) 宮本・前掲六九頁參照。塚本・前掲四七頁參照。

(9) *Temperton v. Russell*, supra, at 734.

(10) 本稿第二章第二節(三)參照。

(11) The rules laid down in *Temperton v. Russell* were corrected later as follows.

1) "Malice" is not the gist of action for inducing the breach of contract. See Lord Macnaghten in *Quinn v. Leatham* (1901) A.C. 495.

2) A doctrine—the action lay as well for procuring others not to enter into contracts with the plaintiff as for inducing others to break existing contracts—was repudiated in *Allen v. Flood*. See Lord Herschell's remarks in (1898) A.C. 121. See also *Payne*, op. cit., at 95-96; and *Sayre*, op. cit., at 673.

(四) 第三者による債權侵害の法則の確立——*Quinn v. Leatham* 事件

一九〇一年上院裁判所によつて判決された *Quinn v. Leatham* 事件^(一)とは次の如き事例である。原告は屠殺業者であり、*Belfast* 日傭屠殺労働組合の組合員であつた。この組合には規約があり、その第十一條には、組合員の業者は、出来るかぎり組合員の中からその助手を雇傭すべしということが規定してあつた。ところが原告は既に長い間組合員でない助手を使つていた。そこで原告は、組合と交渉して右の助手が組合に加入出来るよう配慮を望み、加入のために必要ならば罰金までも支拂う用意があると申出た。しかしこの交渉は拒絶された。更に被告は、原告が直ちに右の助手を解雇するよう要求したのである。他方原告は過去二十年間毎週三十ポンドずつの食肉を食肉商 *Munee* に對して供給して來た。このことを知つていた被告は原告に對し、もし原告が組合の命令に應じないならば、原告と *Munee* との間の食肉供給契約は停止せしめられるであろうと通告した。この後更に被告は直接 *Munee* に對して、「原告から肉の供給を受けるならば、組合は直ちに *Munee* の雇傭している組合員の労働者を引き上げる用意がある。」という警告を發した。これに驚いた *Munee* は原告に對して、「組合との紛争にまき込まれたくないのでこれ以上肉を供給してくれないな。」との電報を送り、原告との取引を中止するに至つ

た。そしてこの食肉供給停止によつて損害を蒙つた原告が、被告に對し損害賠償を請求して提起したのがこの訴訟である。⁽²⁾ 本事件を審理した Lord Lindley は、第一に原告の権利とは何か⁽³⁾、次に被告の行爲はこの権利を侵害する行爲であつたか否かを究明している。即ち、ここに原告の権利とは、顧客に食肉を供給する権利 (liberty) であり、何人も正当な理由なしにこの原告の権利 (この権利には Munce が原告から食肉の供給を受ける権利も亦含まれている) に干渉することは許されない。本件において、この権利は被告の行爲の直接の結果として侵害された。⁽⁷⁾ では被告は、原告の権利を侵害するにつき、正当な事由を持つていたであろうか。この間に對し、Lord Lindley は、ストライキに關する制定法の規定、⁽⁸⁾ 助手を組合に加入させる爲め罰金まで支拂うと申立てた原告の交渉を拒絶した被告の態度、⁽⁹⁾ さらに共謀の法理⁽¹⁰⁾等を考慮した後、そのような免責事由は存在しないと結論する。⁽¹¹⁾

Lord Macnaghten は、このような裁判所の考え方を代表し、次の如き明解な判決を書いた。「本件において、被告は、正当な事由がないにも拘らず、故意に原告の法律上の権利即ち法律の認めた原告と Munce との間の契約關係を侵害したものである。故に被告は原告に對して損害賠償の責に任じなくてはならない。」⁽¹²⁾

この同じ判決の中で、Lord Macnaghten は彼の判決の據りどころを明らかにしている。即ち、「第三者による債権侵害の不法行爲」が成立するか否かは、Bowen v. Hall 事件における Brett 判事の判決、⁽¹³⁾ あるいは Temperton v. Russell 事件における Lords Escher & Lopes の判決によつて判示された如く、被告の行爲の背後に悪意 (malice) が存在するか否かにはなく、被告の行爲によつて、原告の法律上の権利が侵害されたか否かに求められなければならない。⁽¹⁴⁾ (violation of legal right)。この Lord Macnaghten の見解は、法律上の侵害と、悪し動機をもつた行爲とは嚴格に區別されなくてはならないと主張する Lord Brampton の言葉によつても裏づけられている。⁽¹⁵⁾

かくして、「故意にかつ正当な事由がないにも拘らず、人をして同人が原告との間に締結した契約を破棄せしめるよう誘

致する行為は、その結果損害が発生した場合には、右契約の一方の當事者たる原告に對する不法行為となる。⁽¹⁷⁾ という「第三者による債權侵害の法則」が、英國現行法法體系のうちに確立した地位を見出すに至つたのである。⁽¹⁸⁾

- (1) (1901, H.L.) 1901 A.C. 495.
- (2) *Headnotes of Quinn v. Leatham*, *supra*, at 495-497.
- (3) *Id.*, at 534-535. "Ordinary right of a British subject."
- (4) *Id.*, at 536.
- (5) *Id.*, at 536-7.
- (6) *Id.*, at 537.
- (7) *Ibid.*
- (8) Statute 38 & 39 Vict., c. 86 discussed in *id.*, at 541-2.—"The provision of the Act does not justify a combination to annoy a person's customers, so as to compel them to leave him unless he obeys the combination."
- (9) *Id.*, at 536. The defendant's conduct was reprehensive.
- (10) See the discussion in *id.*, at 541-2. As to the proof of Conspiracy see later cases of *Sorrell v. Smith* (1925) A.C. 700 and *Trotter Hand Woven Harris Tweed Company Ltd., v. Veitch* (1942) A.C. 435.
- (11) *Id.*, at 542-3.
- (12) See *id.*, at 510.
- (13) 6 Q.B.D. 393 (1881 A.C.) at 398.
- (14) 1 Q.B.D. 715 (1893 A.C.) at 728 etc.
- (15) *Quinn v. Leatham*, *supra*, at 510.
- (16) *Id.*, at 524.
- (17) *Salmoud, Torts*, op. cit., at 408. 藤村・前掲四三頁。
- (18) *Salmoud, id.* The Court of Appeal has recently amended the House of Lords' doctrine in *D.C. Thomson & Co., Ltd. v. Deakin* (1952) Ch. 646. Discussed fully in *Payne*, op. cit., *supra*. See also *Winfield*, op. cit., *supra*, at 721-727.

(The Court held that one could not be held liable for indirectly procuring a breach unless their purpose in acting was to bring it about.)

結 論

英國コンモンロー裁判所は、中世身分的社會に生まれた侵害訴訟の法理を、擬制により漸次擴大して、近代資本主義社會の債權的關係侵害の事例に適用して來たが、遂に一九〇一年には、合意に基く契約當事者の權利一般を侵害する第三者の行爲を不法行爲であると判決して、英國現行法上、所謂「債權侵害の法理」を確立するに至つた。そして、ここに「債權侵害」とは、その成立の當初において主として第三者による契約違反誘致の不法行爲を意味したのである。

これに對し、日本の判例、學說の大勢も、大正四年に第三者による債權侵害を認めた大審院の判決が下されてから、債權侵害を肯定し、且つ又民法第七百九條（權利侵害の規定）の演繹解釋により、次第にこの種不法行爲の範圍をおし廣めて行く傾向にある。しかし、コンモンローのように、第三者による契約違反の誘致を、一般的に不法行爲とするか否かについては、未だ確立した判例なく、學說の多數もこの點に關して否定的な立場をとつてゐる。即ち、日本法の概念構成に従うならば、債權は排他性を持たないのだから、第三者が契約上既存の債權と同一内容の債權を取得することは少しも妨げない。従つて、第三者が他人の雇傭している労働者を重ねて雇傭し、その結果他人の債權を事實において侵害することがあつても、この場合、第三者の行爲は權利の行使として違法性をかく。

ここで私は、今一度「債權侵害の法理」もしくは、「債權的關係侵害の法理」が、それぞれ保護の目的とした權利の性格について考えてみよう。

(一) 日本法において、債權侵害の客體となつた權利とは、常に債權者が債務者に對して、特定の給付を請求する爲の、抽

象的にして相對的な權利であつた（「まえがき」一参照）。

(二) これに對し、中世英國のコンモンローが、第三者に對する侵害訴訟において保護の對象としたものは、領主が、封土に附屬した農民の勞働サービスを所有するという、身分關係に基いた一種の財産的な權利であつた。そして、ここに領主の權利とは、追求性までも備えた權利であつて、日本法の概念規定によるならば、物權にも類似した、具體的、絶對的な支配權である（第一章参照）。

(三) 封建社會の崩壞から資本主義社會成立の過程において、舊い土地所有形態に基く身分的な關係は、新しい契約に基く債權的な關係によつて置きかえられる（第二章第一節参照）。

しかし、このような社會組織の變革にもかかわらず、領主が農民の勞働サービスを享有する權利に固有な物權的性格は、制定法の規定する令狀の體制（「まえがき」二(イ)参照）によつて、そのまま契約的基礎をもつ、雇主使用人間の關係（債權的關係）の中に織り込まれて行く。即ち、中世以後の社會においても、契約上、權利者が義務者の勞務を請求する權利は、しばしば、或いは物權に對する既得權⁽¹³⁾、或いは、夫が妻の奉仕を要求する權利にも似た一種の財産權⁽¹⁴⁾ proprietary right として説明される。

(四) 現代、特に産業革命以後の英國社會においては、身分關係的なものが一切姿をかくし、代つて債權的な關係が、人と人との結びつきを規律し、かつ支配的な機能をさえ營むようになる。しかし、情を知らずに他人の使用人を雇傭した者も、もし情を知つた後においてなおその使用人を雇傭し續けるならば、最初から情を知つていた者と同様、不法行為責任を問わべきであると判決した Blake v. Lanyon 事件、及びこれに續くいくつかの判例⁽¹⁵⁾の存在は、權利の性格に關する傳統的な物の考え方が、今なおコンモンロー法曹を根深く支配している證據とは考えられないものであろうか。

以上の研究を綜合すると左の如き結論が生まれるように思う。

(一) 英法における Tort for Inducing the Breach of Contract は、通常、第三者による債権侵害の不法行為と解釋されているが、これを日本法上の債権侵害による不法行為と同一の平面で理解することは難かしい。

(二) 何故ならば、ここに「債権」と譯出された英法上の権利は、一種の財産権的性格をも備えた特殊な請求権であつて、相對的、抽象的であつて、排他性、追索性、支配性を完全に否定する、日本法上の債権とはその性格を異にする権利だからである。

(三) このように、英法が契約上の権利者に認めた権利の特殊な性格は、コンモンローの歴史的沿革(17)令狀の體制及び判例法の發達過程)を回顧することにより、始めて説明しうるものと考えられる。

最後につけ加へたいことは、この異つた沿革をもつ二つの法理が、現行法上、その實際適用の面においては、非常に類似した機能と効力を發揮しているという事實である。但し、この點に關し、私は、今、問題の所在を指摘するに止め、その詳細な研究を將來に譲りたいと考える。

(1) 本稿第一章参照。

(2) 擬制の働きに關しては本稿第二章「問題の所在」註3参照。

(3) コンモンロー裁判所が擬制を用いて今日の債権侵害法理を築き上げた過程は左の如く圖解されよう。

中世封建社會における領主と農民の身分關係↑中世コンモンロー侵害訴訟

中世莊園制崩壞期における地主と農民との特殊な身分關係↑労働者法令の規定した侵害訴訟

エリザベス絶對王制の下における地主と農民との身分的
債権的 關係↑エリザベス時代のコンモンロー(第二章第二節(一)註9参照)

Blake v. Lanyon 事件(一七九五年)。皮の仕上工と日雇、職人との雇傭關係↑近世コンモンロー間接侵害訴訟

≡
Lumley v. Gye 事件 (一八五三年)。劇場の支配人とオペラ歌手との出演契約 (雇傭契約から發生する權利) ↑ 間接侵害訴訟

≡
Bowen v. Hall 事件 (一八五三年)。雇傭契約に基き原告が使用人のもつ秘訣を獨占する權利 ↑ 間接侵害訴訟

≡
Temperton v. Russell 事件 (一八八一年)。資材供給契約 (純粹な債權的關係) ↑ 民事上の不法行為訴訟

≡
Quinn v. Leathem 事件 (一九〇一年)。食肉供給契約 (純粹な債權的關係) ↑ 民事上の不法行為訴訟

(4) Quinn v. Leathem (1901 H.L.) 1901 A.C. 495.

(5) 現行法上、何を債權侵害とするかについては意見が分かれている。Satre, *op. cit.*, at 663. しかし、現在迄に確定を見た不法行為構成要件については Winfield, *Torts, op. cit. supra.* 七二頁以下に組織立つた研究がある。

(6) 我妻榮「債權總論」昭和二十五年・岩波書店、小池隆一「債權法總論」昭和二十九年、等参照。

(7) 大刑判大正四・三・一〇刑錄二七九頁。大判大正四・三・二〇民錄三九五頁。

(8) 日英現行法上の問題點の研究は將來に豫定するところであるが、ここでは、日本法の最近の傾向を左に略述するに止める。

(一) 債權の歸屬全體を侵害する行為が不法行為となることは疑いない。我妻・前掲五三―五四頁等参照。

(二) 債權の目的たる給付の侵害が債權の消滅をきたす場合には、債務者の責に歸すべからざる履行不能となり、債務者は債務を免れるから、不法行為は成立する。我妻・前掲五四頁等通説。大審院大正十一年八月七日判決刑集 (一・四一四) 等参照 (第三者による債權の目的物破壊の事例)。一部修正説藤本正見「債權總論」上卷・昭和五年・五五頁 (給付の目的たる權利又は物は權利そのものではな
く)。

(三) しかし、第三者の行為が、債權の目的物たる給付を侵害するが、債權は消滅しない場合については學説が分かれている。即ち、この場合には債務者はなお債權者に對し損害賠償義務を負うから問題が残る。藤本・前掲五六―五七頁 (この場合にはむしろ債權者取消權を適用すべしとする説)。通説は、このような場合でも、第三者の行為によつて、債權者は、その債權本來の内容を實現することが出来なくなつたことについては債權侵害の場合と異ならぬ、として不法行為の成立を認める。我妻・有泉「債權法コンメンタール」昭和二十九年・五四五頁等。現在、通説に反對し、「權利侵害の中には、債權侵害は含まれない」とする小數説がある。川島武宜「債權

英法における債權の侵害と不法行為

法總則講義」昭和三十一年・岩波書店・八〇頁以下。

(9) 例えば勝本教授は、「即ち、法律生活に於ける個人の人格獨立が認められ、債務者は其獨立人格に基づき信義に従つて履行を爲すべく、苟くも債務者が自由意思其他其實に歸すべき事由に依り履行せざるときは、専ら債務者を追及し其責を問うべきである。」といわれる。前掲五九一六〇頁。

(10) 従つて権利の濫用は許されない。末川教授はこの點に關し、第三者の行爲が違法的行爲である場合には、不法行爲が成立すると考えられる如くである。末川博「權利侵害論」昭和三十一年・日本評論新社・三三四—三三五頁。同説、我妻・前掲五五—五六頁。大審院大正七年十月十二日民集一九五四頁。(藝妓の誘拐は、藝妓契約が有効に成立する以上債權侵害となる。)

(11) 我妻・前掲五五—五六頁。但し、このような第三者の行爲が、詐欺・強迫に類する不正の手段に訴え、又は不正の競争を爲すものと認められる事情があるときは、不法行爲が成立する。(以上の但書は、法の適用面において、日本法の法理を、一步英法の法理に近づけたものとも考えられる—小林)

(12) 本稿第二章「問題の所在」参照。

(13) 4 Holdsworth, op. cit., at 384.

(14) 2 Holdsworth, op. cit., at 462-463.

(15) 2 Holdsworth, op. cit., at 463 note 1. See also Winfield, Tort, op. cit., at 718-719.

(16) Blake v. Lanyon (1795) 6 T.R. 221 was followed by De Francesco v. Barnum (1890) 63 L.T. 514 and Fred Wilkins, Ltd. v. Weaver (1915) 2 Ch. 322. Note 8 at 384-385 of 4 Holdsworth, op. cit. supra. See also Winfield, op. cit., at 720.

(17) 私は最近に至つて、現行英米法則の沿革を、合狀の體制から、ローマの訴權に求め、そこで満足して來た私の態度に疑いをもつに至つた。例えば、侵害訴訟の原告に認められた權利にしても、その沿革を、ゲルマンの訴訟思想、さらには、忠勤契約あるいはゲウエールの思想等にまでさかのぼることが出来るなら、より明確な説明を加えることが可能なのではなからうか。私に、右の如き問題意識を抱かせるに至つた著書を下に擧げる。高柳賢三「合狀の體系」英米法の基礎・昭和二十九年・有斐閣・一一七頁の記述及び第一講「ロモン・オオのゲルマン法的背景」平野義太郎「民法におけるローマ思想とゲルマン思想」昭和二十七年・有斐閣・三六五—三六六頁。

(18) D. O. Thomson & Co. v. Deakin (1952) Ch. 646. See also Payne, The Tort of Interference with Contract, op. cit. supra.

あとがき

(一) 本稿は、英法における「債權侵害」の総合的な研究の一部を成すものである。従つて、將來の研究の爲に残された多くの重要な問題を含んでいる。

(二) 第一章と第二章とは時間的に間を置いて起草された爲め、一部體裁に不揃いな點がある。

(三) 第二章第二節において、債權侵害あるいは債權とあるは、凡べて債權的關係の侵害あるいは契約上の權利と統一さるべき概念である。

(四) 英國判例の譯文は、一部意味を明確にするため、註でそのことを明記しなかつたにかかわらず意譯したところがある。

(五) 引用文中「」で圍まれた部分は著者の追加した文章を示す。